

ひだまり文化研究会 個人情報取扱い要領

制定：2023年12月1日

(目的)

第1条 この個人情報取扱い要領は、ひだまり文化研究会（以下「文研」という）が保有する個人情報について、適正な取り扱いに関する事項を定めることにより活動の円滑な運営を図ると共に、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 文研は、個人情報の保護に関する法律などを遵守すると共に、文研の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 文研は、この「個人情報取扱い要領」に準じて、会員個人に係わる基本情報などの外部への漏えいや記録の転出を防止するため、本取扱い要領の主旨を新会員募集、総会の時期に会員に適切に周知する。

(管理者及び取扱者)

第4条 文研に於ける個人情報の取り扱いに関する管理者は当会の代表とし、その取扱者は代表が指定するものとする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の取り扱いに関する管理者及び取扱者は、職務上知ることが出来た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で利用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の収集)

第6条 文研は、新規会員募集時に受理した「〇〇年度・ひだまり文化研究会入会申込書」より収集する個人情報は、氏名・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス・生涯大学入学期・生涯大学修了コース名・その他連絡事項とする。

- 2) 文研は、入会募集締め切り後、当会に入会しなかった者の個人情報は、入会手続き終了と同時に、適正且つ速やかに復元不可能な状態にして破棄する。
- 3) 文研は、入会時に受理した個人情報をもとに「会員名簿」並びに「役員名簿」を作成することを入会募集要項などにあらかじめ明らかにした上で、作成する。
- 4) 文研として、催事への参加など（他団体企画イベントなど）行う時に、主催者から参加する会員の個人情報の提供を要請された場合、対象となる会員にその目的を明らかにしたうえで本人の同意を得なければならない。

(利用)

第7条 文研が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動などに際して利用する。

- (1) 会員名簿の作成
- (2) 会費の請求、管理、その他文書の発送など。
- (3) 活動時間帯内における不測の事態や災害時の緊急時における連絡。

- (4) 当会が主催する活動実施時に際して加入する保険手続き。
- (5) その他、運営委員会が承認して作成する冊子やホームページへの掲載。

(管理)

第8条 不要となった個人情報は、適正且つ速やかに復元不可能な状態にして廃棄とする。

- 2) 当会が主催、または運営委員会が承認した催事の実施に際して収集した個人情報は、催事の終了と共に適正且つ速やかに復元不可能な状態にして廃棄とする。
- 3) 個人情報を取り扱う者は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してならない。

(開示)

第9条 文研の会員は、第6条に基づき提供した会員本人の個人情報について、管理者に対し開示を請求することが出来る。

(個人情報の訂正)

第10条 文研の会員は、第6条に基づき提供した会員本人の個人情報について、管理者に対し訂正などを求めることが出来る。

- 2) 前項の請求があった場合、管理者は速やかに該当する個人情報の訂正を行う。但し、会員名簿などの訂正については会員に連絡をすることを以て、これに代えることが出来る。

(漏えい発生時の対応)

第11条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、毀損などの事案の発生または、その兆しを把握した場合は、速やかに管理者に報告する。

- 2) この場合、管理者は事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡を迅速に行い、事態の最善と最小化を図ると共に、再発防止策を講ずる。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第12条 文研における開示請求及び苦情相談窓口は、文研代表とする。

以上